

市 川 市



市民マナー条例



遵守をお願いします

公共工事に従事する皆様へ

市川市は、やけどや受動喫煙の危険性及び快適な生活を阻害することがないように、「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例(通称:市民マナー条例)」で、歩きたばこやポイ捨て等を禁止しています。

禁止行為は次のとおりです。市民マナー条例の遵守をお願いします。

市内全域の公共の場所(道路・公園等)での禁止行為

歩きたばこ

空き缶等の
ポイ捨て

犬のふんの
放置

印刷物の
散乱放置

路上禁煙・美化推進地区内の道路上での禁止行為

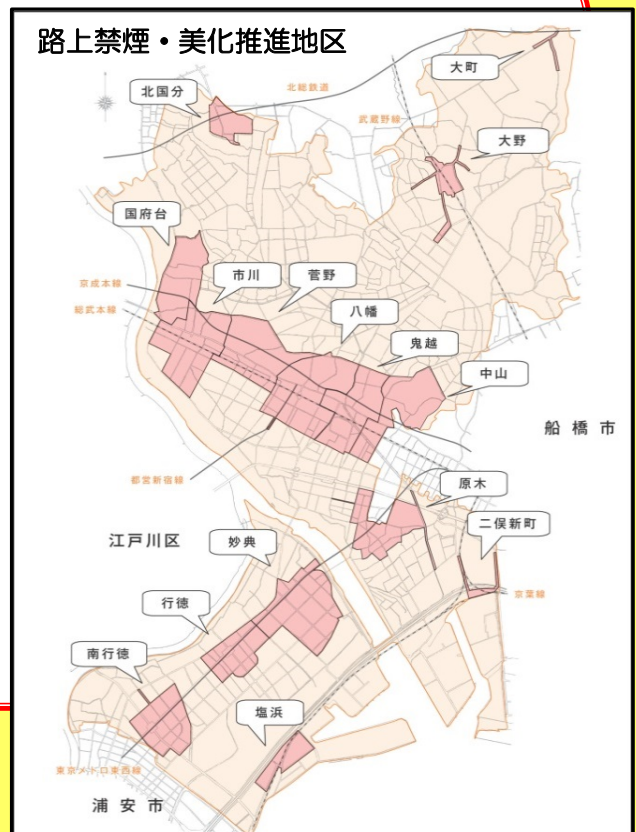
「路上禁煙・美化推進地区」は、生活環境の悪化の防止等のため、特に必要があると認める地区で、駅周辺(路面シート等で標示)の15地区を指定しています。

喫 煙

空き缶等のポイ捨て

犬のふんの放置

違反者には過料 2,000 円が科されます。



市川市 市民部 市民安全課

マナー条例担当 電話 047-320-1333